

第一百九十二回 参議院内閣委員会議録 第七号

(八八)

平成二十九年十一月十七日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

十一月十五日

辞任

青山 繁晴君

十一月十六日

辞任

石井 準一君

野上浩太郎君

補欠選任

石井 準一君

北村 経夫君

青山 繁晴君

難波 瑛二君

委員長
理 事

委 員

上月 良祐君
高野光二郎君
相原久美子君
西田 寒仁君○委員長(難波瑛二君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。
委員の異動について御報告いたします。
昨日までに、野上浩太郎君が委員を辞任され、
その補欠として北村経夫君が選任されました。

○委員長(難波瑛二君) 内閣の重要な政策及び警察

等に関する調査のうち、ストーカー行為等の規制

等に関する法律の一部を改正する法律案に関する

件を議題といたします。

本件につきましては、理事会におきましても協議

いたしました結果、お手元に配付いたしておりま

すとおり草案がまとまりました。

まず、草案の趣旨及び主な内容について御説明

申し上げます。

ストーカー行為等の規制等に関する法律、いわ

ゆるストーカー規制法は、平成十二年の制定後、

平成二十五年には、連続して電子メールを送信す

る行為を規制対象へ追加すること等を内容とする

改正が行われ、ストーカー行為等による危害の発

生の防止等に一定の役割を果たしてきました。し

かし、いわゆるSNSの普及など、技術の進歩や

社会情勢の変化に伴い、規制の対象とならない行

為類型が生じております。ストーカー事案の相談

件数は、平成二十七年で約二万二千件と、高水準

で推移しており、依然として殺人等の重大事案も

発生しております。状況は極めて深刻であるた

め、これまでストーカー規制法の制定及び改正に

主導的な役割を果たしてきた参議院として、速や

かに対処する必要があります。

本法律案は、このような最近におけるストー

カー行為等の実情に鑑み、ストーカー規制法につ

いて、住居等の付近をみだりにうろつく行為及び

電子メールに類するその他の電気通信の送信等を

することを規制の対象に加えるとともに、禁止命

令等について、警告をしていない場合であつても

これをすることができるようになりますこと、緊急の

必要がある場合における手続を整備すること等の

措置を講ずるほか、ストーカー行為等に係る情報

提供の禁止、ストーカー行為等の相手方に対する

援助の措置等の拡充、罰則の引上げ、ストーカー

行為をする罪について告訴がなくとも公訴を提起

することができるようになりますこと等について定め

ようとするものであり、その主な内容は次のとお

りであります。

第一に、住居等の付近をみだりにうろつく行為

並びに電子メール以外のその受信をする者を特定

して情報を伝達するために用いられる電気通信の

送信を行うこと及び特定の個人がその入力する情

報を電気通信を利用して第三者に閲覧させること

に付随して、その第三者が当該個人に対し情報を

伝達することができる機能が提供されるものの当

該機能を利用する行為を「つきまとい等」に追加

して、規制の対象とすることとしております。

第二に、都道府県公安委員会は、第三条のつき

まとい等をして不安を覚えさせることを禁止する

規定に違反する行為があつた場合において、加害

者が更に反復して当該行為をするおそれがあると

認めるときは、加害者に対する警告がされていな

い場合であつても、禁止命令等をすることができ

ることとするとともに、緊急の必要があると認め

るとときは、聴聞又は弁明の機会の付与を行わない

で、禁止命令等をすることができますこととし、當

該禁止命令等をした公安委員会は、意見の聴取

を、当該禁止命令等をした日から起算して十五日

以内に行わなければならぬことととておりま

す。また、禁止命令等に有効期間を設け、一年ご

との更新制にすることとしております。

第三に、何人も、ストーカー行為等をするおそ

れがある者であることを知りながら、その者に對

し、その行為等の相手方の氏名、住所等の情報を

提供してはならないこととしております。

第四に、被害者の保護、捜査、裁判等に職務上

関係のある者は、その職務を行ふに当たり、被害

者の安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をし

なければならないこととしております。また、國

及び地方公共団体は、加害者を更生させるための

方法、被害者の心身の健康を回復させるための方

法等に関する調査研究の推進に努めなければなら

ないこととしております。

第五に、ストーカー行為をした者に対する刑事

罰について、懲役刑の上限を一年に、罰金刑の上

限を百万円に、それぞれ引き上げるとともに、告

訴がなくても公訴を提起することができることと

しております。また、禁止命令等に違反してス

トーカー行為をした者等に対する刑事罰につい

て、懲役刑の上限を二年に、罰金刑の上限を二百

万円に、それぞれ引き上げることとしております。

なお、この法律は、一部を除き、公布の日から

起算して二十日を経過した日から施行することと

しております。

以上が本法律案の草案の趣旨及び主な内容であります。

それでは、本草案をストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案として本委員会から提出することに御異議ございませんか。

○委員長(難波撰二君) 御異議ないと認めます。

よつて、さよう決定いたしました。

なお、本会議における趣旨説明の内容につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(難波撰二君) 御異議ないと認めます。

よつて、さよう決定いたしました。

○委員長(難波撰二君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

この際、相原さんから発言を求められておりますので、これを許します。相原久美子さん。

○相原久美子君 私は、自由民主党、民進党・新緑風会、公明党、日本共産党、日本維新の会、希望の会(自由・社会)及び日本のこころの各派共同提案によるストーカー事案への対応の更なる充実に関する決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

ストーカー事案への対応の更なる充実に
関する決議(案)

政府は、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律の施行に当たり、次の事項について十分配慮すべきである。

一、ストーカー事案については事態が急展開して重大事件に発展するそれが大きいことから、警察において、ストーカー行為等の被害者等の安全の確保を最優先に、組織的な対応を推進・強化するとともに、ストーカー事案を担当する警察官による迅速かつ的確な対応を確保されるようになります。

二、ストーカー行為罪について非親告罪化しても、警察及び検察においては、その事案の対応に当たり、ストーカー行為等の被害者の意向を十分に尊重した運用を行うようにするこ

と。

三、ストーカー事案の特性を踏まえ関係機関等において適切な対応・支援がなされるよう、専門的能力や経験を有する人材の養成及び確保に努めること。

四、ストーカー行為等の被害者に対する対応としては、その状況に応じた医学的・心理的なケアが適切に提供されるよう、必要な体制の整備を図ること。

五、ストーカー行為等の規制等に関する法律においては、精神医学的・心理学的な手法も含め、その適切かつ効果的な手法の研究・開発に重点的に取り組み、その成果の活用につなげること。

六、ストーカー行為等の被害者等がストーカー行為等を受けた早期の段階からちゅうちょなくその被害について相談することができるよう、関係する機関・団体における相談体制の拡充強化を図ること。

以上でございます。

右決議する。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(難波撰二君) ただいまの相原さん提出の決議案の採決を行います。

本決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(難波撰二君) 全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

よつて、本決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

○国務大臣(松本純君) ただいまの御決議につきましては、その趣旨を十分に尊重させていただき、関係省庁との連携を図りつつ、ストーカー事案への対応の更なる充実に努力してまいる所存でございます。

○委員長(難波撰二君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十時十一分散会

二 前号に掲げるもののほか、特定の個人が行うこと。

その入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付隨して、その第

三者が当該個人に対し情報を伝達することができる機能が提供されるものの当該機能を利用すること。

第十六条を第二十一条とする。

第十五条中「者は、の下に「六月以下の懲役又は」を加え、同条を第二十条とする。

第十四条第一項中「一年」を「二年」に、「百万円」を「二百万円」に改め、同条を第十九条とす

る。

第十三条の前「見出しを削り、同条第一項中「六月」を「一年」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同条第二項を削り、同条を第十八条とし、同条の前に見出しとして「(罰則)」を付する。

第十二条を第十七条とし、第九条から第十二条までを五条ずつ繰り下げる。

第八条の見出し中「支援等」を「支援」に改め、同条第一項中「、ストーカー行為等の防止に関する啓発及び知識の普及」を削り、「並びにストーカー行為等の防止に関する活動等を行つている民間の自主的な組織活動の支援」を、民間の施設における滞在についての支援及び公的賃貸住宅への入居についての配慮」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条を第十条とし、同条の次に次の三条を加える。

(調査研究の推進)

第十一條 国及び地方公共団体は、ストーカー行為等をした者を更生させるための方法、ストーカー行為等の相手方の心身の健康を回復させるための方法等に資するための調査研究の推進に努めなければならぬ。

(ストーカー行為等の防止等に資するための

その他の措置)

第十二条 国及び地方公共団体は、ストーカー行為等の防止及びストーカー行為等の相手方

2 前項第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為(電話をかけること及びファクシミリ装置を用いて送信することを除く)をいう。

一 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。次号において同じ。)の送信

の保護に資するための次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

一 ストーカー行為等の実態の把握

二 人材の養成及び資質の向上

三 教育活動、広報活動等を通じた知識の普及及び啓発

四 民間の自主的な組織活動との連携協力及びその支援

(支援等を図るための措置)

第十三条 国及び地方公共団体は、第十一条第一項及び前二条の支援等を図るため、必要な体制の整備、民間の自主的な組織活動の支援に係る施策を実施するために必要な財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第七条第一項中「ストーカー行為又は第三条の規定に違反する行為(以下「ストーカー行為等」という。)をするおそれがある者であることを知りながら、その者に対し、当該ストーカー行為等の相手方の氏名、住所その他の当該ストーカー行為等の相手方に係る情報でストーカー行為等をするために必要となるものを提供してはならない。

第二条 ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「又は第六条第一項の規定による命令」を削り、同条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とする。

第五条第一項中「公安委員会は、警告を受けた者が当該警告に従わずに当該警告に係る第三条の規定に違反する行為をした」を「都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)は、第三条の規定に違反する行為があつた」に、「当該警告に係る前条第一項の申出をした者」を「その相手方に改め、同条第六項中「禁止命令等」の下に「(職務関係者による配慮等)

第九条 ストーカー行為等に係る相手方の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、当該ストーカー行為等の相手方の安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、ストーカー行為等の相手方の人権、ストーカー行為等の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

3 国、地方公共団体等は、前二項に規定するもののほか、その保有する個人情報の管理について、ストーカー行為等の防止のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(ストーカー行為等に係る情報提供の禁止)

第七条 何人も、ストーカー行為又は第三条の規定に違反する行為(以下「ストーカー行為等」とい

う。)をするおそれがある者であることを知りながら、その者に対し、当該ストーカー行為等の相手方の氏名、住所その他の当該ストーカー行為等の相手方に係る情報でストーカー行為等をするために必要となるものを提供してはならない。

該ストーカー行為等の相手方に係る情報でストーカー行為等をするために必要となるものを提供してはならない。

第二条 ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「又は第六条第一項の規定による命令」を削り、同条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とし、同条第三項を

第二条 ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「公安委員会は、警告を受けた者が当該警告に従わずに当該警告に係る第三条の規定に違反する行為をした」を「都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)は、第三条の規定に違反する行為があつた」に、「当該警告に係る前条第一項の申出をした者」を「その相手方に改め、同条第六項中「禁止命令等」の下に「(職務関係者による配慮等)

第九条 ストーカー行為等に係る相手方の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、当該ストーカー行為等の相手方の安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、ストーカー行為等の相手方の人権、ストーカー行為等の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

3 国、地方公共団体等は、前二項に規定するもののほか、その保有する個人情報の管理について、ストーカー行為等の防止のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(ストーカー行為等に係る情報提供の禁止)

「禁止命令等」とあるのは「第九項の規定による禁止命令等の有効期間の延長の処分を」と、「当該禁止命令等の」とあるのは「当該処分の」と、第七項中「禁止命令等」とあるのは「第九項の規定による禁止命令等の有効期間の延長の処分を」とする。

第五条第四項中「第一項」の下に「又は第三項」を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 公安委員会は、第一項に規定する場合において、第三条の規定に違反する行為の相手方の身体の安全、住居等の平穏若しくは名譽が害され、又は行動の自由が著しく害されるなどを防止するためには緊急の必要があると認めるとときは、前項及び行政手続法第十三条第一項の規定にかかわらず、聴聞又は弁明の機会の付与を行わないで、当該相手方の申出により当該相手方の身体の安全が害されることを防止するためには緊急の必要があると認めるときは、その申出により、又は職権で、禁止命令等をすることができる。この場合において、当該禁止命令等をした公安委員会は、意見の聴取を、当該禁止命令等をした日から起算して十五日以内(当該禁止命令等をした日から起算して十五日以内に次項において準用する同法第十五条第三項の規定により意見の聴取の通知を行った場合にあつては、当該禁止命令等に係る事案に関する第三条の規定に違反する行為の相手方の申出により、又は職権で、当該禁止命令等の有効期間を一年間延長することができる。当該延長に係る期間の経過後、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

4 行政手続法第三章第二節(第二十八条を除く。)の規定は、公安委員会が前項後段の規定による意見の聴取を行う場合について準用する。この場合において、同法第十五条第一項中「聴聞を行ふべき期日までに相当な期間をおいて」とあるのは「速やかに」と、同法第二十六条中「不利益處分の決定をするときは」とあるのは「ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成十二年法律第八十一号)第五条第

三項後段の規定による意見の聴取を行つたときは」と、「参酌してこれをしなければ」とあらわれるのは「考慮しなければ」と読み替えるほか、

第六条を削り、第七条を第六条とし、第八条から第十二条までを一条ずつ繰り上げる。

第十三条中「第十条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条を第十二条とする。

第六条を削り、第七条を第六条とし、第八条から第十二条までを一条ずつ繰り上げる。

第十三条中「第十条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条を第十二条とする。

第六条を削り、第七条を第六条とし、第八条から第十二条までを一条ずつ繰り上げる。

第十五条を第十四条とし、第十六条を第十五条とし、第十七条を第十六条とし、同条の次に次の二条を加える。

(公安委員会の事務の委任)

第十七条 この法律により公安委員会の権限に属する事務は、警察本部長等に行わせることができる。

2 方面公安委員会は、第十五条の規定により道公安委員会から委任された事務のうち、前項の事務を方面本部長又は警察署長に行わせることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、第二条並びに附則第四条、第五条及び第六条(銃砲刀剣類所持等取締法昭和三十三年法律第六号)第五条第一項第十五号の改正規定中「命令」の下に「若しくは同条第九項の規定によるその延長の処分」を加える部分に限る)の規定は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する(罰則に関する経過措置)。

第一条 この法律の施行の日前にした第一条の規定による改正前のストーカー行為等の規制等に関する法律(附則第四条において「第一条による改正前の法」という)第二条第二項に規定するストーカー行為に該当する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(条例との関係)

第三条 地方公共団体の条例の規定で、第一条の規定による改正後のストーカー行為等の規制等に関する法律で規制する行為で同法で罰則が定められているものを处罚する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、この法律の施行と同時に、その効力を失うものとする。

2 前項の規定により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違

反行為の处罚については、その失効後も、なお従前の例による。

(禁止命令等に関する経過措置)

第四条 次に掲げる命令についての第二条の規定による改正後のストーカー行為等の規制等に関する法律(以下この条において「第二条による改正後の法」という)第五条第八項の規定の適用については、同項中「日から起算して一年」とあるのは、「時から、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一一部を改正する法律(平成二十八年法律第六号)附則第一条ただし書に規定する日から起算して一年を経過する日まで」とする。

一 附則第一条ただし書に規定する日前にした第二条の規定による改正前のストーカー行為等の規制等に関する法律(次条において「第二条による改正前の法」という)第五条第一項の規定による命令

二 この法律の施行の日前に第一条による改正前の法第五条第一項の規定による命令を受けた者に対し、当該命令に係る第一条による改正前の法第三条の規定に違反する行為について附則第一条ただし書に規定する日から起算して一年以内にした第二条による改正後の法

第五条第一項の規定による命令をしたときは、当該命令を受けた者に対し当該この法律の施行の日前にした第一条による改正前の法第五条第一項の規定による命令は、その効力を失うものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から第五条までに規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

理 由

最近におけるストーカー行為等の実情に鑑み、住居等の付近をみだりにうろつく行為及び電子メールに類するその他の電気通信の送信等をすることを規制の対象に加えるとともに、禁止命令等について、警告をしていない場合であつてもこれをすることができるようになると、緊急の必要がある場合における手続を整備すること等の措置を講ずるほか、ストーカー行為等に係る情報提供の禁止、ストーカー行為等の相手方に対する援助の措置等の拡充、罰則の引上げ、ストーカー行為をする罪について告訴がなくても公訴を提起することができるようになること等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(仮の命令に関する経過措置)

第五条 附則第一条ただし書に規定する日前にした第二条による改正前の法第六条第一項の規定による命令については、同条第二項から第十一項までの規定は、同日以後も、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十八年法律の一部を改正する法律)」である。

法律第 号)第二条の規定による改正前の第六条第一項」と、同条第八項中「したとき」とあるのは「し、又は前条第三項の規定により禁止命令等をしたとき」と、同条第九項中「場合」とあるのは「場合及び前条第三項の規定により禁止命令等をする場合」とする。

第六条 銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正(銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正)

第五条第一項第十五号中「第一条第二項」を「第二条第三項」に改め、「命令」の下に「若しくは同条第九項の規定によるその延長の处分」をうに改正する。

第六条 第五条第一項第十五号中「第一条第二項」を「第二条第三項」に改め、「命令」の下に「若しくは同条第九項の規定によるその延長の处分」をうに改正する。